

令和 5 年 6 月 5 日現在

機関番号：37111

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2022

課題番号：18K13203

研究課題名（和文）米国大学の認証評価制度における学生支援領域の評価に関する基礎的研究

研究課題名（英文）A Fundamental Study on the Evaluation of Student Services in the Accreditation System of U.S. Higher Education

研究代表者

橋場 論（HASHIBA, RON）

福岡大学・公立大学の部局等・准教授

研究者番号：50549516

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、米国の学生支援の質保証システムの制度的な特質と課題を明らかにした。具体的には、学生支援に関する質保証システムが、学生支援に関する専門職団体らが中心となって展開する自発的かつ緩やかな活動、地域別認証評価団体による認証評価における各機関の学生支援の取り組み等に関する評価、専門分野別認証評価団体によるカウンセラー養成課程に対する評価、という3つのサブシステムによって構成されていることを描出した。そのうえで、各サブシステムが担う役割やそれぞれの特徴を解明した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

従来、学生支援に関する質保証を巡っては、学生支援に関する専門職団体の活動に焦点を当てる先行研究が多数を占めていた。それゆえ、認証評価に焦点化した本研究の成果によって、学生支援の質保証システムの全体像を描くことが可能となった。併せて、大学改革が進展し、学生支援の充実が必要とされるなかで、その質保証システムを設計する際に役立つ制度的知見を提供できた。

研究成果の概要（英文）：This study clarified the characteristics and challenges of the U.S. quality assurance system for student affairs services. Specifically, the quality assurance system for student support consists of three subsystems: (1) voluntary and gradual activities led by professional associations for student support, (2) evaluation of student support initiatives by regional accreditation organizations, and (3) evaluation of counselor training programs by professional accreditation organizations. Also, the roles and the characteristics of each subsystem were then elucidated.

研究分野：教育学

キーワード：学生支援 質保証 認証評価 専門職団体 米国 大学

1. 研究開始当初の背景

2000年に文部省によって「大学における学生生活の充実方策について(報告)-学生の立場に立った大学づくりを目指して」が公表されて以降、日本においては従来の「教員中心の大学」のあり方に対する反省から、「学生中心の大学」の実現に向けた様々な取り組みが展開されてきた。とりわけ、学生支援の充実は取り組みの中核的位置付けを占め、競争的資金の配分などの政策誘導も相俟って、急速かつ着実な広がりを見せた。

こうした状況に伴い政策的に整備されつつあるのが、学生支援の質保証システムである。その代表的な取り組みとして位置付けられる認証評価制度では、第2サイクル以降の機関別認証評価において、各認証評価団体が定める評価基準に学生支援に係る評価項目が設定されていった。そして、現在では、これらの評価項目に基づいた評価活動が行われている。

それでは、認証評価制度における学生支援領域の評価を機能させるためには、いかなる制度設計が必要となるのか。また、学生支援の質保証システムを整備していく上では、認証評価以外にも必要となるサブシステムは存在するのか。

これらの点は、日本では政策的・学術的に十分に検討されておらず、それゆえ、質保証の前提となる条件は、実は未だ確立されていない状況にあると考えられる。

2. 研究の目的

本研究の目的は、米国における大学の認証評価制度(Accreditation System)について、学生支援領域の評価活動に焦点を当て、学生支援における専門性とは何かという点を軸としながら、その制度的特質及び課題を解明することである。

具体的には、学生支援に関する認証評価を展開することを当初の理念として1979年に設立されたCouncil for the Advancement of the Standards for Student Services / Development Programs(CAS)の活動を始点としながら、学生支援に関する専門職団体と認証評価団体との関係性に着目しつつ、認証評価制度における学生支援領域の評価の現状を明らかにしていく。

なお、米国における認証評価制度に対して焦点を当てるのは、主に次の2点の理由による。まず、日本の認証評価制度が導入される際に、米国における認証評価制度が参照されたことが挙げられる。次に、米国の大学界においては、既に1980年代より、認証評価制度における学生支援領域の評価を巡る議論や各種の取り組みが存在していることが挙げられる。

3. 研究の方法

(1) 研究の方法

本研究では、以下に詳述する3点の課題を設定し、解明に取り組んだ。

第1の課題は、学生支援領域の評価活動に関する全米的動向の解明である。全米的な認証評価関係団体(COPAやCHEA)及び学生支援に関する専門職団体(CASなど)に焦点を当て、機関別認証評価における学生支援領域の評価について如何なる動向が見られたのか、全米的な状況を整理した。

第2の課題は、地域別認証評価団体による学生支援領域の評価の現状を明らかにした。全米に存在する六つの地域別認証評価団体を対象として、それらの団体が公表している認証評価基準などの内容を検討することを通じて、学生支援領域に関してどのような評価項目が設定されているのかを検討した。

第3の課題は、専門分野別認証評価団体が実施する学生支援に関する評価について、その現状を明らかにした。具体的には、カウンセラー等の専門職養成を目的とした教育課程の質保証を担う専門分野別認証評価団体の一つであるCACREP(Council for Accreditation of Counseling & Related Educational Programs)に焦点を当て、CACREPが実施する学生担当職養成課程に対するプログラム評価の現状について検討した。

以上の課題について、CASの関係者に対するインタビュー調査(2019年8月)、Bowling Green State UniversityのNational Student Affairs Archivesを利用した各種団体の会議議事録等の収集(2019年8月)、その他各種団体が発行する刊行物などの収集を通じて得られた情報、一次資料等をもとに検討を進めた。

(2) コロナ禍による研究計画への影響

なお、研究開始当初は、地区別認証評価団体の一つであるSACSCOC(Southern Association of Colleges and Schools Commission on Colleges)に対して訪問調査を実施し、地域別認証評価団体による評価の内実を明らかにする予定であった。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により2019年度末より海外への渡航が困難となり、地域別認証評価団体への訪問調査は研究期間中に実施できなかった。それゆえ、主な調査方法を文献調査へと切り替えざるを得ず、結果として、前述の3点の課題に取り組むこととなった。

4. 研究成果

(1) 学生支援領域の評価活動に関する全米的動向

CAS が設立された当初に学生支援に関する認証評価を展開することを設立理念としていたことは既述の通りであるが、その後、学生支援に関する専門職団体や COPA (Council on Postsecondary Accreditation) などの団体との協議の結果、そうした理念は撤回され、各機関が自主的に自己点検・評価 (self-assessment) を実施するための専門職基準 (professional standards) を策定・公表するという活動へとシフトしていった。このような方針転換がなされ、1986 年に初版の専門職基準が策定されてから現在に至るまでに、学生支援に関する認証評価を CAS が実施するという方向性が再度打ち出されることはなかった。また、認証評価団体が実施している評価活動について、CAS が関与するということが確認できなかった。

以上を踏まえれば、CAS の動向と認証評価団体が展開している認証評価活動を通じた学生支援に関する質保証との間には、一定の距離が存在しているものと考えられる。ただし、訪問調査時点 (2019 年 8 月) において、CAS の理事会には公的代表者 (Public Representative) を 3 名まで置くことができることとなっており、そのうちの 1 名を地域別認証評価団体の一つである HLC (Higher Learning Commission) の関係者に委嘱しており、緩やかな関係性を保っている。

また、CAS が学生支援に関する認証評価を実施するという理念を撤回するのと前後して、ACES (Association for Counselor Education and Supervision) と APGA (American Personnel and Guidance Association) というカウンセリングに関する専門職団体が 1981 年に CACREP を設立し、1986 年より認証評価を試行的に開始する。CACREP が評価の対象とする課程には、病院等におけるカウンセラーなどの他に、大学を含む教育機関で勤務するカウンセラー等の養成課程も含まれている。

以上を簡潔にまとめるならば、CAS が設立された後に構築された学生支援に関する質保証システムは、学生支援に関する専門職団体らが中心となって展開する自発的かつ緩やかな活動、地域別認証評価団体による認証評価における各機関の学生支援の取り組み等に関する評価、専門分野別認証評価団体によるカウンセラー養成課程に対する評価、という 3 つのサブシステムによって構成されていることが整理された。

(2) 地域別認証評価団体の評価基準等に見る学生支援に関する評価

CAS が設立された当初は、学生支援に関する項目を含んだ評価基準を策定している地域別認証評価団体は SACSCOC などに限られているとされていた。しかし、現在の各団体の評価基準等を横断的に概観すると、基本的にすべての認証評価団体の基準において学生支援に関する項目が設定されていた。ただし、その設定の仕方は多様であり、学生支援に関して独立した項目を設定しているケース、学習成果 (Learning Outcomes) に関する項目のなかに学生支援に関しても触れているケースが確認できた。また、学生支援に関する項目にどの程度の分量を割いているのかという点については団体間で差異が見て取れた。その上で、多くの評価基準に共通しているのは、学習成果と密接な関係にある準正課教育 (co-curricular) に関する項目を何らかの形で定めているという点であった。

そもそも、2000 年代以降の連邦政府による高等教育政策の影響を受け、米国の認証評価においては学習成果が強調されるようになってきたことは周知の事実である。学生支援に関する項目が学習成果に関わる事項を中心に設定されているという点については、これまでに指摘されてきた高等教育政策の動向と軌を一にするものと捉えられる。

他方で、地域別認証評価団体が定める評価基準の学生支援に関する項目と、CAS などの学生支援に関する専門職団体が策定する専門職基準とを比較することで、両者が異なる性格を持っていることが明らかとなった。

地域別認証評価団体の評価基準等に含まれている学生支援に関する項目は、前述の通り、学習成果に関連する事項が多い。他方で、学生支援に関する専門職団体が策定している専門職基準では、例えば、生活支援や経済支援など、学生の学習環境の基盤を整えるような支援領域に関する基準も含まれている。さらに、各支援領域に関して、どのような支援組織を整備すべきかという点についても詳細な項目も設定されている。

以上を踏まえると、地域別認証評価団体の評価基準では学生支援に関する項目として特に重視されているのは学習成果に関わる事項であり、専門職団体が定めている専門職基準のような網羅性は持ち合わせていない。ただし、これらの傾向はあくまでも評価基準等の文書から読み取ったにすぎず、両者の性格を上記のように結論付けるには、評価活動の実態を把握、検証を要することについて留意すべきである。

(3) 専門分野別認証評価における学生担当職養成課程の認証

米国においては、学生担当職の養成課程 (修士課程以上) が存在するが、それらの課程は高等教育論、発達心理学、カウンセリング心理学のいずれかを学問的基盤としていることが一般的である。それらのうち、カウンセリング心理学を学問的基盤とした課程の一部は、CACREP による認証を受けている。そこには、学生担当職の質を高めること学生支援の質を保障することにつながるという考え方が存在している。

CACREP による認証評価は、2016 年版の評価基準によれば、8 領域を対象としており、871 専攻が認証されている。そのうち、大学の学生支援に関わる領域は、College Counseling & Student

Affairs であり、現在は 24 専攻が認証されている。CACREP が対象とする領域数、認証されているプログラム数からすれば、学生支援に関連する専攻として認証されているプログラムの数は少ない。他方で、学生支援に関する代表的な専門職団体である ACPA (American College Personnel Association) の作成する大学院レベルの養成課程の一覧には、78 のプログラムが掲載されている。それを踏まえれば、CACREP が認定するプログラムは米国に存在する学生担当職の養成課程において多数派とはいえないものの、一定の割合を占めているといえる。

ただし、CACREP による学生担当職の養成課程に対する認証評価は、岐路に立っている。CACREP は、カウンセラーの養成課程の水準をより一層高めることを目的として 2016 年に公表した最新版の基準において、全てのプログラムが 2020 年までに最低 60 単位以上の学修 (セメスターの場合) によって構成される必要があることを定めた。その後、各機関の準備に時間を要することを踏まえ、2023 年まで 60 単位の義務化を延期することとしたものの、カウンセラーの質の向上が求められる中で、CACREP が全てのプログラムについて高い水準を要求することは避けられない。

以上のように、学生担当職養成課程に対する質保証システムは、大学教育界 (もしくは特に学生支援関係者) の論理のみならず、大学教育界外のアクターとの力学のなかで形作られているものである。ただし、大学教育界外のアクターの圧力が強まる中で、CACREP の認証を受けてきた学生担当職養成課程が、継続的に認証を受けることに意義を見出すかどうかについては疑問の余地がある。この問題は、学生担当職の備えるべき専門性と密接振りの関係にあることから、今後の展開を注視する必要がある。

(4) 成果の総括と今後の課題

従来、米国の学生支援に関する質保証制度は、学生支援に関する専門職団体の活動を中心に紹介されてきた。このことを踏まえれば、本研究は、これまでの先行研究では十分に照射されることのなかった大学全体の質保証システムの中心をなす認証評価制度を取り上げることで、学生支援を巡る質保証システムの全体像を描出し、質保証システムの中核的な構成要素やそれらを支える主要なアクターを特定することができたといえる。

しかし、コロナ禍の影響から訪問調査が実施できなかったことなどにより、特に、認証評価における学生支援の評価の実態には十分に迫ることができなかった。また、専門分野別認証評価に関わる諸団体 (CACREP、ACES、APGA) については、会議の議事録等の史資料を入手できていない。本研究が予定しながら解明できなかった事項、本研究を通じて新たに生じた研究課題の両者について、引き続き、研究に取り組んでいきたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 橋場論	4. 巻 第7号
2. 論文標題 1960年代以降の米国学生支援改革に向けた専門職団体の取り組み 「明日の高等教育プロジェクト」の展開過程に焦点を当てて	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 福岡大学教職課程教育センター紀要	6. 最初と最後の頁 157-171
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 橋場論
2. 発表標題 大学教育改革と専門的職員の養成～事務職員の役割を再考する～
3. 学会等名 九州大学次世代型大学教育開発センター 事務職員対象ワークショップ（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 橋場論
2. 発表標題 米国における学生支援の質保証システム－CACREPによる分野別アクレディテーションを中心に－
3. 学会等名 日本高等教育学会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 橋場論
2. 発表標題 米国アクレディテーション制度と学生支援の質保証
3. 学会等名 高等教育質保証学会（招待講演）
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------